本 別 町 農 業 委 員 会 第 2 4 回 総 会 議 事 録

(公 示 用)

自 令和元年5月30日

至 令和元年5月30日

本別町農業委員会

第24回本別町農業委員会総会議事録								
開催日時	開催日時 令和 元年5月30日 (木曜日)							
開催場所	本別町役場 3階会議室							
開催及び	開会	令和 元 年 5	月30日	午後	3号30分			
閉会日時	閉会	令和 元 年 5 月30日 午後4時45分						
出席委員(15名)	議席	委員名	出欠	議席	委員	名	出欠	
	1番	佐々木 幸 一	0	9番	小坂好	弘	0	
	2番	斎等	0	10番	久 常 直	樹	0	
	3番	河野一紀	0	11番	齊藤一	成	0	
	4番	牧田安史	0	12番	中野康	夫	0	
	5番	石山 ひろのり	0	13番	細田	昇	0	
	6番	山 西 輝 美	0	14番	荒木幸	造	0	
	7番	荒 哲 弘	0	15番	風間	進	0	
	8番	川初光章	0					
職務のため出席 事務局長倉崎景一 した者の職名 主査原 英樹 主事山﨑 拓								
議長会長山西輝美								
議事録署名委員 4番 牧田安史委員 7番 荒 哲弘委員								

第24回本別町農業委員会総会

議事日程

開会宣言

日程 1		議事録署名委員の指名 4番 牧田安史委員 7番 荒 哲弘委員					
日程2	報告第1号	農地転用に係る完了届について					
日程3	報告第2号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について					
日程4	報告第3号	農地中間管理事業による農用地利用調整結果について					
日程5	議案第1号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について					
日程6	議案第2号	現況証明願について					
日程7	議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について					
日程8	議案第4号	農地法第4条の規定による許可申請について					
日程9	議案第5号	農地法第5条の規定のよる許可申請について					
日程10	議案第6号	転用許可後における事業計画変更申請について					
日程11	議案第7号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について					
日程 1 2	議案第8号	農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づく農用地買入協議要請 について					
日程13	議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画 (案)に関する意見について					
日程14	報告第4号	農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項に基づく農用地買入協議要請 について					
日程15	議案第10号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について					
		매스는 -					

閉会宣言

第24回 本別町農業委員会総会

(議事録)

開会宣言 (午後3時30分)

山西議長

みなさんこんにちは。本日、農業委員会総会の開催にあたりまして、委員の皆様には公私共何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

石山委員、齊藤委員より遅参する届け出がありましたので報告します。

それでは、ただ今から、第24回本別町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は13名です。

よって定数に達しておりますので、本総会は成立しております。

日程1 議事録署名委員の指名

山西議長

議事録署名委員を指名致します。

議事録署名委員は、会議規則第14条により、4番牧田安史委員、7番荒哲弘 委員を指名しますのでよろしくお願いします。

日程2 |報告第1号 農地一時転用に係る完了届について

山西議長

報告第1号、農地一時転用に係る完了届についてを議題とします。

事務局より報告の内容の説明を求めます。

山﨑主事

報告第1号、農地一時転用に係る完了届について

次のとおり、農地法第5条の規定による農地一時転用事業に係る完了届のあったものについて報告する。

令和元年5月30日、本別町農業委員会会長。

番号1番、使用貸借、所在地番、●●●191番6、地目、登記・現況共に畑、

面積 1,079 ㎡、地種、農用地区域内農地、貸主·●●氏 ●●●、借主·

●●●氏 ●●●、転用期間、平成 28 年 5 月 30 日から令和元年5月15日まで、完了日、令和元年 5 月 15 日、転用目的、進入路造成のためとなっておりま

す。以上です。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員

報告第1号1番について報告いたします。令和元年5月16日に、私川初と佐々 木委員、齊藤委員の3名で調査をしてまいりました。

平成28年5月30日付け本農委第28の1号で許可した本件について、当該地は当初より農地に附帯する作業用道路であり、一時転用前の状況に回復している旨、貸主の同意を得て完了していることを確認いたしましたので報告いたします。

山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この報告に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですので、報告第1号はこれで報告済みと致します。

日程3

報告第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

山西議長

報告第2号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果についてを 議題とします。

事務局より報告内容の説明を求めます。

原主査

報告第2号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について 農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行っ たので下記のとおり報告する。

令和元年5月30日、本別町農業委員会会長。

(石山委員遅参着席)

原主查

番号1番、出し手の住所氏名、●●● ●●氏、A団地、土地の所在、●● ●552番2の内、地目、登記原野、現況畑、面積、5,964 ㎡、外3筆、計 15,369 ㎡、参考借地料、10a当り 8,500 円、土地評価点、70 点、評価価格、91,000 円、10a当り 5,950 円、B1団地、土地の所在、●● ●552番2の内、地目、登記原野、現況畑、面積 11,081 ㎡、参考借地料、10a当り 8,500 円、土地評価点、67 点、評

価価格、63,000 円、10a当り 5,700 円、受け手の住所氏名 ●●● ●●氏、B 2団地、土地の所在、●●●552番2の内、地目、登記原野、現況畑、面積 11,081 ㎡、参考借地料、10a当り 8,500 円、土地評価点、67 点、評価価格、63,000 円、10a当り 5,700 円、

(齊藤委員遅参着席)

受け手の住所氏名 ●●● ●●氏、C団地、土地の所在、●● 555番4の内、地目、登記原野、現況畑、面積、394 ㎡、外1筆、計623㎡、参考借地料、10a当り8,500円、土地評価点、87点、小面積乖離50%減を適用し、評価価格、2,000円、10a当り3,700円、D団地、土地の所在、●● 555番8の内、地目、登記原野、現況畑、面積2,931㎡、参考借地料、10a当り8,500円、土地評価点、73点、評価価格、18,000円、10a当り6,210円、E団地、土地の所在、●● 663番2、地目、登記・現況共に畑、面積、19,384㎡、参考借地料、10a当り8,500円、土地評価点、76点、評価価格、125,000円、10a当り6,460円、F団地、土地の所在、●● 661番5の内、地目、登記・現況共に畑、面積7,130㎡、外1筆、計10,475㎡、参考借地料、10a当り8,500円、土地評価点、78点、評価価格、69,000円、10a当り6,630円、受け手の住所氏名 ●●● ●●氏、G団地、土地の所在、●● 435番4、地目、登記・現況共に畑、面積2,645㎡、外4筆、計43,056㎡、参考借地料、10a当り8,500円、土地評価点、86点、評価価格、315,000円、10a当り7,310円、受け手の住所氏名 ●●● ●●氏、番号1番については成立しました。なお、土地評価表、特記事項は記載のとおりです、

山西議長 佐々木委員 次に調整委員長から調整結果の報告を求めます。

報告第2号1番について報告します。

現地調査、調整委員会共に令和元年5月13日に開催し、当日の調整委員は 私佐々木と、斎委員、川初委員、齊藤委員、地区の荒木委員にアドバイスをお願 いして行いました。

●●●氏が賃貸を希望している農地について調整を行った結果、A団地は参

考借地料8,500円・土地評価点70点、10a当り5,950円で、B1団地は参考借地料8,500円、土地評価点67点、10a当り5,700円で、C団地は、参考借地料8,500円、土地評価点87点、小面積乖離50%減を適用し10当り3,700円で、D団地は参考借地料8,500円、土地評価点73点、10a当り6,210円で、E団地は参考借地料8,500円、土地評価点76点、10a当り6,460円で、F団地は参考借地料8,500円、土地評価点76点、10a当り6,630円で●●氏と、B2団地は参考借地料8,500円、土地評価点78点、10a当り6,630円で●●氏と、B2団地は参考借地料8,500円、土地評価点68点、10a当り5,780円で、G団地は参考借地料8,500円、土地評価点86点、10a当り7,310円で●●氏と調整を行ったところ、出して、受け手双方の合意により調整が成立したことを報告します。

なお、土地評価表、特記事項については記載のとおりです

山西議長

ただ今、事務局並びに調整委員長からから説明がありましたが、この報告に対 する質疑を行います。

どなたか質問ありませんか。

細田委員

はい。

山西議長

細田委員。

細田委員

435番6ですが内地番にならないですか。

山西議長

G団地ですね。内ですね。

ほかにございませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですので、報告第2号はこれで報告済みとします。

日程 4

報告第3号 農地中間管理事業による農用地利用調整結果について

山西議長

報告第3号「農地中間管理事業による農用地利用調整結果について」を議題とします。

事務局より報告の内容の説明を求めます。

原主査

報告の前に議案の訂正をお願いします。

参考借地料がそれぞれ76,000円になっていますが7,600円の誤りですので

訂正をお願いします。

報告第3号 農地中間管理事業による農用地利用調整結果について

ので下記のとおり報告する。 令和元年5月30日 本別町農業委員会会長番号1番、出し手の住所氏名、●●●・●●氏、A1団地、土地の所在、●●●286番3の内、地目、登記現況共に畑、面積 18,150 ㎡、参考借地料 10a当り7,600円、土地評価点83点、評価価格 115,000円、10a当り6,310円、A2団地、土地の所在、●●●285番地3の内、地目、登記・現況共に畑、面積13,073㎡外1筆、計17,075㎡、参考借地料7,600円、土地評価点81点、評価価格、105,000円、10a当り6,160円、A3団地、土地の所在、●●●292番1の内、地目、登記・現況共に畑、面積10,245㎡外1筆、計17,754㎡、参考借地料7,600円、土地評価点76点、評価価格103,000円、10a当り5,780円、受け手予定者の住所氏名、●●●・●●●氏、番号1番については成立しました。

農業経営基盤強化促進法を準用し農用地利用調整委員会による調整を行った

なお、土地評価表、特記事項につきましては記載のとおりです。

山西議長

河野委員

次に調整委員長から調整結果について報告願います。

報告第3号1番の調整結果について報告します。

現地調査、調整委員会共に令和元年5月17日に行いました。当日の調整委員は、私河野と石山委員、荒木委員、地区の久常委員にアドバイスをお願いして行いました。

●●氏が賃貸借を希望している農地について調整を行った結果、A1団地は参考借地料7,600円、土地評価点83点、10a当り6,310円で、A2団地は参考借地料7,600円、土地評価点81点、10a当り6,660円、A3団地は参考借地料7,600円、土地評価点76点、10a当り5,780円で●●氏と調整を行ったところ、出し手、受け手双方の合意により調整が成立したことを報告します。

山西議長

ただ今、事務局並びに調整委員長からから説明がありましたが、この報告に対 する質疑を行います。 どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですので、報告第3号はこれで報告済みとします。

日程 5

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

山西議長

議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。 事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり、農地の賃貸借について関係者から解約の通知があったので承認の可否について 議決を求める。令和元年5月30日、本別町農業委員会会長。

議案にかかっているものについて解約の通知日から土地の引渡日まで、すべて6ヵ月以内であることから、解約の要件を満たしていると思われます。

番号1番、所在地番、●●●157番3、地目登記・現況共に畑、面積1,509㎡、外25筆、計228,750㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、解約成立日、土地の引渡日、通知のあった日は、いずれも令和元年5月14日です。以上です。

山西議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。 どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案1号1番から8番は提案のとおり承認することに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は提案のとおり承認されました。

日 程 6

議案第2号 現況証明願について

山西議長

議案第2号 現況証明願についてを議題とします。

はじめに、1番について提案いたします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

議案第2号 現況証明願について 次のとおり現況証明願があったので審議の上、証明書を発給するものとする。令和元年 5 月 30 日 本別町農業委員会会長。

番号 1 番、所在地番、●●●391 番 18、地目登記、畑、現況、雑種地、面積 124 ㎡、外 4 筆、計 934 ㎡、判定地目、雑種地、宅地、利用状況、雑種地、宅地、 所有者、●●●氏 ●●●。以上です。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員

議案第2号1番について報告いたします。調査日、調査委員については報告第1号1番と同じです。本申請地は、登記簿上は農地になっていますが、現況は雑種地、宅地化して相当年経過していると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見て参りましたので報告いたします。

山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第2号1番は提案のとおり証明書 を発給することに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号1番は提案のとおり証明書を発給することに決定されま した。

次に、2番について提案いたします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

番号2番、所在地番・●●●126番2の内、地目、登記、畑、現況、宅地、面積739㎡、外1筆、計948㎡、判定地目、宅地、雑種地、利用状況、宅地、雑種地所有者、●●●氏 ●●●。以上です。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

風間委員

議案第2号2番について報告いたします。調査日、調査委員については、報告 第1号1番と同じです。

本申請地は登記簿上は農地になっていますが、現況は宅地、雑種地化して相当年経過していると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見て参りましたので報告いたします。

山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第2号2番は提案のとおり証明書 を発給することに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号2番は提案のとおり証明書を発給することに決定されました。

次に、3番について提案いたします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

番号3番、所在地番・●●●301番1の内、地目、登記、畑、現況、宅地、面積985.56㎡、判定地目、宅地、利用状況、宅地、所有者、●●●氏 ●●●。以上です。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員

議案第2号3番について報告いたします。調査日、調査委員については、報告 第1号1番と同じです。

本申請地は登記簿上は農地になっていますが、現況は宅地化して相当年経 過していると見られることから、現況証明の発行は止むを得ないものと見て参りま したので報告いたします。 山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第2号3番は提案のとおり証明書を発給することに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号3番は提案のとおり証明書を発給することに決定されま した。

日程 7

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

山西議長

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

はじめに、1番について提案いたします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請について、下記の通り提出があったので許可の可否について 議決を求める。令和元年5月30日、本別町農業委員会会長。

農地法第3条第2項各号に要する判断については、別添の農地法第3条調査 書のとおりすべての要件を満たしていると思われますので説明を省略させて頂き ます。

番号1番、賃貸借、所在地番、●●●3番40、地目登記・現況ともに畑、面積 1,437 ㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●●氏 ●●●、申請理由は、非 農家のためと経営規模拡大のためとなっています。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員

議案第3号1番について報告いたします。調査日、調査委員については、報告 第1号1番と同じです。

本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と

現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率

的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。

山西議長 ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第3号1番は提案のとおり許可する ことに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長 異議なしと認めます。 したがって、議案第3号1番は提案のとおり許可することに決定されました。

次に2番ついて提案いたします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事 番号2番、賃貸借、所在地番、●●●435番19の内、地目登記・現況ともに 畑、面積 4,568 ㎡、外3筆、計 25,171 ㎡、貸主、●●●氏 ●●●、借主、●●

●氏、●●●、申請理由は、非農家のためと経営規模拡大のためとなっています。

山西議長
次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員 議案第3号2番について報告いたします。調査日、調査委員については、報告 第1号1番と同じです。

本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と 現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率 的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。

山西議長 ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第3号2番は提案のとおり許可する

ことに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号2番は提案のとおり許可することに決定されました。

次に3番について提案いたします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

番号3番、賃貸借、所在地番、●●●221番2の内、地目登記・現況共に畑、

面積 5,218 ㎡、外 27 筆、計 99,360 ㎡、貸主、●●●氏 押帯、借主、●●●氏

●● 、申請理由は、経営規模縮小のためと経営規模拡大のためとなっています。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員

議案第3号3番について報告いたします。調査日、調査委員については、報告 第1号1番と同じです。

本申請は、農地法第3条による賃貸の申請であり、申請書に基づき記載内容と 現地を調査した結果、申請地は農地であり、権利を取得しようとする者により効率 的に利用されると判断いたしましたので報告いたします。

山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

細田委員

はい

山西議長

細田委員

細田委員

表では土地の地番のうち 123 番 1 の内が2筆あるが、図面上では1箇所しかないように思えるが。

山﨑主事

はい

山西議長

はい

山﨑主事

123 番 1 の内は仰るとおり2筆ございまして、一つは123番1の内と116番 6 の 内で構成されるもののうちの 123 番地 1 の内ともう一つはその図面上右にある 116 番 6 の内とその左の 123 番 1 の内が一部含まれるわけですが線の太さなどから 大変分かりづらくなってしまいました。

細田委員

わかりました。

山西議長

ほかにございませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第3号3番は提案のとおり許可する ことに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号3番は提案のとおり許可することに決定されました。

日 程 8

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

山西議長

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

はじめに、1番から7番について一括して提案いたします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので、許可の可否について議決を求める。令和元年5月30日、本別町農業委員会会長。

なお、農地区分の判断については、別添農地転用許可申請に係る審査表のと おりすべての要件を満たしていると思われますので説明を省略させて頂きます。

番号 1 番、所在・地番、●●●150 番 6 の内、地目、登記・現況共に畑、面積 285 ㎡、外 1 筆、計 565 ㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●氏 ●●

●、転用期間、永久転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。

番号 2 番、所在・地番、●●●221 番 1 の内、地目、登記・現況共に畑、面積 2,320 ㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏 ●●●、転用期間、永 久転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。

番号3番、所在・地番、●●●427番1の内、地目、登記・現況共に畑、面積770㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏 ●●●、転用期間、永久転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。

番号 4 番、所在・地番、●●●442 番 1 の内、地目、登記、山林・現況、畑、面積 260 ㎡、外 2 筆、計 2,065 ㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏●●●、転用期間、永久転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。

番号5番、所在・地番、●●●417番10の内、地目、登記・現況共に畑、面積1,296 ㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏 ●●●、転用期間、永久転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。

番号6番、所在・地番、●●●51番5の内、地目、登記・現況共に畑、面積72㎡、外1筆、計651㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●氏 ●●●、転用期間、永久転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。

番号 7 番、所在・地番、●●●169 番 1 の内、地目、登記・現況共に畑、面積390 ㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏 ●●●、転用期間、永久転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。

山西議長

次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員

議案第4号1番から7番について報告いたします。調査日、調査委員について は報告第1号1番と同じです。

本申請は、農用地にビートストックポイントを造成する転用申請であり、敷地内には適当な場所は無く、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断いたしましたので報告いたします。

なお、農振用途変更を申請中です。

山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。 (ありませんとの声)

山西議長 質問がないようですのでお諮りします。議案4号1番から7番は提案のとおり許

可することに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号1番から7番は提案のとおり許可することに決定されました。

次に、8番について提案いたします。

本件は●●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31 条の規定により、●●●委員の退席を求めます。

(●●●委員退席)

山西議長事務局より提案内容の説明を求めます。

山﨑主事 番号 8 番、所在・地番、●●●641 番 4 の内、地目、登記・現況共に畑、面積 600 ㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、●●●氏 ●●●、転用期間、永久 転用、転用目的、ビートストックポイント造成のためとなっています。以上です。

山西議長 次に、調査委員長から調査結果について報告願います。

川初委員 議案第4号8番について報告いたします。調査日、調査委員については、報告第1号1番と同じです。

本申請は、農用地にビートストックポイントを造成する転用申請であり、敷地内には適当な場所は無く、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断いたしましたので報告いたします。

なお、農振用途変更を申請中です。

山西議長 ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長 質問がないようですのでお諮りします。議案第4号8番は提案のとおり許可す

ることに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号8番は提案のとおり許可することに決定されました。

ここで●●●委員の復席を許可します。

(●●●委員着席)

日程 9

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

山西議長

議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請ついてを議題とします。

本件は●●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31 条の規定により、●●●委員の退席を求めます。

(●●●委員退席)

山西議長

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

提案の前に議案の訂正をお願いします。

表中貸主を譲渡人に、借主を譲受人にそれぞれ訂正をお願いします。

議案第5号、農地法第5条の規定のよる許可申請について

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので許可の可否について決議を求める。令和元年5月30日、本別町農業委員会会長。

番号1番、所有権移転、所在・地番、●●●1番58、地目、登記・現況共に畑、

面積 810 ㎡、地種、第3種農地、譲渡人、●●●氏外3名 ●●●、譲受人、●

●●氏 ●●●、転用期間、永久転用、転用目的、駐車場造成のためとなっています。以上です。

山西議長

次に調査委員長か調査結果の報告を求めます。

川初委員

議案第5号について報告いたします。調査日は令和元年5月16日、調査委員は私川初と佐々木委員、斎委員で行ってまいりました。

本申請は、農用地に駐車場を造成する転用申請であり、近隣農地や家畜に対する影響はないことから、転用は止むを得ないと判断いたしましたので報告いた

します。

なお、当該値は本別町都市計画の用途地域に設定されており、農振用途区域 外となっています。

山西議長

ただ今、事務局並びに調査委員長から説明がありましたが、この議案に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第5号は提案のとおり承認すること に異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は提案のとおり承認することに決定されました。

ここで、●●●委員の復席を許可します。

(●●●委員着席)

日程 10

議案第6号 転用許可後における事業計画の変更について

山西議長

議案第6号 転用許可後における事業計画変更申請についてを議題とします。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

山﨑主事

議案第6号 転用許可後における事業計画変更申請について

次のとおり、農地の転用を許可した事業計画の変更申請があったので、承認するものとする。 令和元年5月30日 本別町農業委員会会長。

番号1番、当初計画、所在・地番、●●●210 番 2 の内、地目、登記原野、現 況畑、面積 383 ㎡、外 1 筆、計 1,160 ㎡、地種、農用地区域内農地、申請者、● ●●氏 ●●●、転用期間、永久転用、完了日、令和元年6月30日、転用目

的、ビートストックポイント、変更計画、転用目的、飼料置場、事業計画どおり事業 が遂行できない理由、ビートストックポイントの造成を予定していたが、牛の増頭 に伴い資料置場が不足することから、転用目的を資料置場に変更するに至ったと なっています。以上です。

山西議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。ど なたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第6号は提案のとおり承認すること に異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

「異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号は提案のとおり承認されました。

日程 11

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

山西議長

議案7号農業経営基盤強化促進法に基づく計画についてを議題とします。

はじめに1番から3番について一括して提案致します。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

原主查

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について。次のとおり、 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に ついて決議を求める。令和元年5月30日、本別町農業委員会会長。

番号1番、賃貸借、所在・地番 ●●●538番1の内、地目、登記・現況共に 畑、面積15,314 ㎡、外7筆、計63,218 ㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●

● ● 氏 ● ● ● 、利用権の種類・法律関係はともに賃貸。始期 令和元年 5 月 31 日、終期 令和 11 年 5 月 30 日、期間 10 年、金額 10a 当 9 6,830 円。

番号 2 番、賃貸借、所在・地番 ●●●552 番 2 の内、地目、登記原野、現況 畑、面積 17,045 ㎡、外 7 筆、計 59,863 ㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●

●●氏 ●●●、利用権の種類・法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じです。 金額 10a 当り 6,150 円。

番号3番、中間管理権設定、所在・地番 ●●●285番3の内、地目、登記・現況共に畑、面積13,073 ㎡、外4筆、計52,979 ㎡貸主 ●●●氏 ●●●、借

主 ●●●氏 ●●●、利用権の種類・法律関係は共に賃貸。始期 令和元年 5 月 31 日、終期 令和元年 5 月 30 日、期間 3 年、金額年当り 323,000 円です。以上です。

山西議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。ど なたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。議案第7号1番から3番は提案のとおり決定することに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

山﨑主事

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号1番から3番は提案のとおり決定されました。

日 程 12

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協 議要請について。」

山西議長

議案第8号「農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入協 議要請について。」を議題とします。

始めに1番から5番まで一括して提案致します。

事務局より提案の内容の説明を求めます。

原主杳

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく農用地買入 協議要請について

農営基盤強化促進法第15条第1項に基づき申し出のあった下記農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、本別町に対し要請することについて審議願いたい。 令和元年5月30日 本別町農業委員会会長。

番号1番、所有権の移転申出者住所・氏名 ●●●、●●●氏、土地の所在、●●●4番1、地目、登記・現況共に畑、面積8,255 ㎡、外1筆、計9,124 ㎡。

番号 2 番、 所有権の移転申出者住所・氏名 ●●●、●●氏外2名、所有権の移転申出日は1番と同じです。土地の所在、●●●4 番 13、地目、登記山林・現況、畑、面積 217 ㎡、外 12 筆、計 38,423 ㎡。

番号3番、所有権の移転申出者住所・氏名 ●●●371番11、●●●氏、 所有権の移転申出日、平成31年2月12日、土地の所在、●●●384番1、地 目、登記・現況共に畑、面積6,820㎡、外24筆、計168,267㎡。

番号4番、所有権の移転申出者住所・氏名 ●●●70番地、●●●氏、所有権の移転申出年月日、平成31年3月12日、土地の所在、●●●185番19、地目、登記・現況共に畑、面積223㎡、外6筆、計32,638㎡。

番号 5 番、 所有権の移転申出者住所・氏名 ●●●60 番地 3、●●●氏、 所有権の移転申出日は 4 番と同じです、土地の所在、●●●187 番 3、地目、登 記・現況共に畑 面積 34 293 ㎡ 以上です

山西議長 記・現況共に畑、面積 34,293 ㎡。以上です。

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。ど なたか質問ありませんか。

山西議長 (ありませんとの声)

質問がないようですのでお諮りします。議案第8号1番から5番は提案のとおり要請することに異議ありませんか。

山西議長 (ありませんとの声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号1番から5番は提案のとおり要請することに決定されました。

次に6番について提案致します。

本件は●●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、●●●委員退席を求めます。

山西議長 (●●●委員退席)

原主査事務局より提案の内容の説明を求めます。

番号6番、所有権の移転申出者住所・氏名 ●●●5番地8 ●●●氏、所

有権の移転申出日は4番と同じです、土地の所在、●●●188番35、地目、登

山西議長 記原野、現況畑、面積 2,247 ㎡。以上です。

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。ど なたか質問ありませんか。

山西議長 (ありませんとの声)

質問がないようですのでお諮りします。議案第8号6番は提案のとおり要請することに異議ありませんか。

山西議長 (ありませんとの声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号6番は提案のとおり要請することに決定されました。

ここで、●●●委員の復席を許可します。

日程13 (荒委員着席)

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計

山西議長 | 画(案)に関する意見について

議案第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分 計画(案)に関する意見について」を議題とします。

原主査事務局から提案の内容の説明を求めます。

議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用配分 計画(案)に関する意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)について意見を求める。 令和元年5月30日 本別町農業委員会会長

番号1番、所有権の移転又は利用権の設定をする者の住所氏名、●●●氏、所有権の移転又は利用権の設定を受ける者の住所氏名、●●●68番地 ●●

●氏、所有権の移転又は利用権を設定する内容関係、所在・地番、●●●285

番3の内、地目、登記・現況共に畑、面積13,073㎡、外4筆、計52,979㎡、移

転時期又は始期、令和元年7月11日、終期、令和4年5月30日、引渡時期

山西議長 又は期間、3年。以上です。

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。ど

なたか質問ありませんか。

山西議長 (ありませんとの声)

質問がないようですのでお諮りします。 議案第9号は提案のとおり決定すること に異議ありませんか。

山西議長 (ありませんとの声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は提案のとおり決定されました。

ここで追加議案を提出致します。

追加議案を配布いたしますので、暫時休憩致します。

山西議長 (議案書配布)

日 程 14 / 休憩前に引き続き会議を開きます。

山西議長 報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について

を議題とします。

原主査事務局より報告の内容の説明を求めます。

報告第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用調整結果について 農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用調整委員会による調整を行った

ので下記のとおり報告する。 令和元年 5 月 30 日 本別町農業委員会会長。

番号1番、出し手の住所氏名、●●● ●●氏外1名、A1-1 団地、土地の

所在、●●●368番8の内、地目、登記・現況共に畑、面積66㎡、外5筆、計

44,139 ㎡、モデル価格 10a当り 9,900 円、土地評価点 90 点、評価価格 393,000

円、10a当り8,910 円、受け手の住所氏名、●●● ●●氏、A1-2 団地、土地

の所在、●●●399番2、地目、登記·現況共に畑、面積、4,905 m²、外1筆、計 7,139 ㎡、モデル価格 10a当り 9,900 円、土地評価点 78 点、評価価格 55,000 円、10a当り7,720円、受け手の住所氏名、●●●、●●●氏、A2団地、土地の 所在、●●●80番1、地目、登記・現況共に畑、面積968㎡、モデル価格10a当 り9,900 円、土地評価点 78 点、小面積乖離 50%減を適用し、評価価格 4,000 円 10a当り 3,860 円、B団地、土地の所在、●●●382 番 6、地目、登記・現況共 に畑、面積 3,211 ㎡、モデル価格 10a当り 9,900 円、土地評価点 78 点、評価価 格 25,000 円 10a当り 7,720 円、受け手の住所氏名、●●● ●●氏、C団地、 土地の所在、●●●315番1、地目、登記・現況共に畑、面積4,478㎡、モデル 価格 10a当り 9,900 円、土地評価点 78 点、評価価格 31,000 円 10a当り 7,020 円、受け手の住所氏名、●●● ●●氏、D団地、土地の所在、●●●33番 2、地目、登記・現況共に畑、面積 764 ㎡、外 8 筆、計 64,704.57 ㎡、モデル価格 10a当り9,900 円、土地評価点 92 点、評価価格 589,000 円 10a当り9,110 円、E 団地、土地の所在、●●●210番1、地目、登記·現況共に畑、面積 24,793 ㎡、 外 1 筆、計 40,325 ㎡、モデル価格 10a当り 7,600 円、土地評価点 96 点、評価 価格、294,000 円 10a当り 7,300 円、受け手の住所氏名、●●● ●●氏、F 団地、土地の所在、●●●236番1、地目、登記・現況共に畑、面積39,406㎡、 外 2 筆、計 47,616 m²、受け手の住所氏名、●●● ●●氏、G団地、土地の 所在、西仙美里 165 番 1、地目、登記・現況共に畑、面積 24,094 ㎡、外 1 筆、計 44,653 ㎡、モデル価格 10a当り 8,500 円、土地評価点 93 点、評価価格 353,000 円 10a当り7,910 円、受け手の住所氏名、●●● ●●氏、H団地、土地の所 在、●●●142番1の内、地目、登記・現況共に畑、面積、18,727㎡、外1筆、 計 19,362 ㎡、モデル価格 10a当り 4,300 円、土地評価点 77 点、評価価格 64,000 円 10a当り 3,310 円、受け手の住所氏名、●●● ●●氏、I団地、土 地の所在、●●●142番4、地目、登記・現況共に畑、面積3,213㎡、モデル価 格 10a 当り 8,500 円、土地評価点 87 点、評価価格 24,000 円 10a 当り 7,400 円、

山西議長 中野委員 受け手の住所氏名、●●● ●●氏、番号1番についてはA2団地を除き成立しました。A2団地については再調整を行います。なお、土地評価表、特記事項は記載のとおりです。

次に調整委員長から調整結果について報告願います。

番号1番の調整結果について報告いたします。

現地調査は令和元年5月10日、調整委員会は同年同月14日に開催し、当日の調整委員は私中野と久常委員、牧田委員、地区の細田委員、斎委員、風間委員、荒委員にアドバイスをお願いして行いました。

●●氏外1名が賃貸借を希望している農地について調整を行った結果、A1 -1団地は参考借地料9,900円・土地評価点90点、10a当り8,910円で、B団地は参考借地料9,900円・土地評価点78点、10a当り7,720円で●●氏と、A1-2団地は参考借地料9,900円・土地評価点78点、10a当り7,720円で●●氏と、C団地は参考借地料9,000円・土地評価点78点、10a当り7,020円で●●氏と、C団地は参考借地料9,000円・土地評価点78点、10a当り7,020円で●●氏と、D団地は参考借地料9,900円・土地評価点92点、10a当り9,110円で●●氏と、E団地は参考借地料7,600円・土地評価点92点、10a当り7,300円で●●氏と、F団地は参考借地料8,500円・土地評価点93点、10a当り7,300円で●●氏と、G団地は参考借地料8,500円・土地評価点93点、10a当り7,300円で●●氏と、H団地は参考借地料4,300円・土地評価点77点、10a当り3,310円で●●氏と、H団地は参考借地料8,500円・土地評価点87点、10a当り7,400円で●●氏と、I団地は参考借地料8,500円・土地評価点87点、10a当り7,400円で●●氏と調整を行ったところ、出し手、受け手双方の合意により調整が成立しました。

山西議長

A2団地は参考借地料 9,900 円・土地評価点78点、小面積乖離50%減を適用し10a当り 3,860 円と評価しましたが、希望する受け手がいなかったため再調整となりました。

ただ今、事務局並びに調整委員長から報告がありましたが、この報告に対する 質疑を行います。どなたか質問ありませんか。

山西議長

日程 15

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですので、報告第4号はこれで報告済みとします。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について

日程 15 議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を 議題とします。

原主査

事務局より提案の内容の説明を求めます。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について 次のとおり、 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に ついて決議を求める。 令和元年5月30日 本別町農業委員会会長。

番号1番、賃貸借、所在・地番、●●●33番2、地目、登記・現況共に畑、面 積 764 ㎡、外 8 筆、計 64,707.57 ㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●● ●●●、利用権の種類、法律関係共に賃貸、始期令和元年5月31日終期令和 11年5月30日、期間10年、金額10a当り9,110円、番号2番、賃貸借、所在・ 地番、●●●142番1の内、地目、登記·現況共に畑、面積 18,727 ㎡、外1筆、 計 19,362 ㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、利用権の種 類、法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じです。金額 10a当り 3,310 円、 番号3番、賃貸借、所在・地番、●●●142番4、地目、登記・現況共に畑、面積 3,213 m²、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、利用権の種類、 法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じです。金額 10a当り 7,400 円、番 号 4 番、賃貸借、所在・地番、●●●236 番 1、地目、登記・現況共に畑、面積 39,406 ㎡、外 2 筆、計 47,616 ㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じです。金 額 10a当り 7,910 円、番号 5 番、賃貸借、所在・地番、●●●315 番 1、地目、登 記田、現況畑、面積 4,478 ㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●● ●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じです。 金額 10 a当り7,020 円、番号 6 番、賃貸借、所在·地番、●●●368 番 8 の内、地目、登

記·現況共に畑、面積 66 m²、外 6 筆、計 47,350 m²、貸主 ●●●氏 ●●●、 借主 ●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号1 番と同じです。金額 10a当り 8,830 円、番号 7 番、賃貸借、所在・地番、●●● 399番2、地目、登記・現況共に畑、面積4,905 m²、外1筆、計7,139 m²、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、 終期、期間は番号1番と同じです。金額 10a当り 7,720 円、番号8番、賃貸借、 所在·地番、●●●165番1、地目、登記·現況共に畑、面積24.094 ㎡、外1 筆、計 44,653 m²、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●●氏 ●●●、利用権 の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じです。金額 10a当り 7,910 円、番号9番、賃貸借、所在・地番、●●●210番1、地目、登記・現況共に畑、 面積 24,793 ㎡、外 1 筆、計 40,352 ㎡、貸主 ●●●氏 ●●●、借主 ●●● 氏 ●●●、利用権の種類、法律関係、始期、終期、期間は番号1番と同じで

山西議長

す。金額 10a当り 7,300 円。以上です。

山西議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この議案に対する質疑を行います。ど なたか質問ありませんか。

(ありませんとの声)

山西議長

質問がないようですのでお諮りします。 議案第 10 号は提案のとおり決定するこ とに異議ありませんか。

(ありませんとの声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は提案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会に提案された案件は全て終了しました。これで会議を閉 じます。大変ご苦労さまでした。

午後4時45分終了する。

以上、会議のてん末を録し議事録とする。

以上のとおり相違ないことを認め署名する。

令和 元 年 5 月 30 日

議長

署名委員

署名委員